

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「宇都宮市大谷地区（大谷町、田下町、田野町、岩原町、古賀志町、福岡町）にお住まいのNHK受信契約者の方々から受信状況が悪いとの問い合わせに基づきNHK宇都宮支局より受信状態確認の為に専用車両で受信契約者宅で電波状況を確認し、記録を記載した文書（残っている文書すべて）」に係る文書開示の求めがあった。

NHKは、「NHK宇都宮放送局の専用車両による受信契約者宅を訪れての電波状況調査」と考え文書の保有を確認したところ、文書が存在せず、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から「テクニカルアドバイス アンテナテスト測定記録用紙」がNHKに送付され、「同封した文書と同じ文書をNHKは残していると思われます。難視地域の住民の為に大谷地区発展にはすべての世帯で（地域内の場所）NHKが視聴出来る様、要望書を提出する根拠資料とする為」との再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKとして、「再検討の求め」に同封された「テクニカルアドバイス アンテナテスト測定記録用紙」の内容を検討し、NHKの専用車両だけではなく、NHKが委託した業者が訪問受信相談を行った際の記録も含めて大谷地区の電波状況調査に係る文書をあらためて探したところ、文書の存在が確認された。

一方、当該文書には、個別の受信世帯の名前や相談内容、家屋の位置や状況など特定の個人を識別できる部分があり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項3号に該当するほか、委託先の業者名や調査担当者等の情報は、法人の競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号にあたること、また、受信相談の種別情報は、NHKの受信相談業務体制の維持に支障が生じるおそれがあり規程第8条1項1号に該当するため、これらの部分については開示することができない。

このため、規程第9条に基づき、上記の部分を除いた「受付番号」、「訪問年月」、「測定結果」の項目について開示し、併せて測定結果などの内容についての補足情報を提供することとする。

3 審議委員会の判断

当審議委員会において関係部局から説明を聴取し当該文書を見分したところ、文書には、それぞれ規程第8条1項3号の特定の個人を識別できる情報、同4号の法人に関する情報、同1号のNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれると認められ、一部開示とするNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年12月 7日（第293回審議委員会）

第826号 諮問、審議、答申